

契 約 書（案）

- | | | | |
|---|---------|---------------------------------|-------|
| 1 | 契約物品名 | 看護靴 | |
| | | 看護靴（アシックス 規格:FMN101-01 サイズ各種） | 296 足 |
| | | 看護靴（アシックス 規格:FMN201-0113 サイズ各種） | 240 足 |
| | | 看護靴（アシックス 規格:FMN202-01 サイズ各種） | 85 足 |
| 2 | 契 約 金 額 | （うち消費税及び地方消費税の額） | |
| 3 | 納 入 期 限 | 令和 7 年 12 月 26 日（金） | |
| 4 | 納 入 場 所 | 愛媛県立中央病院 | |
| 5 | 契約保証金 | | |

上記について、愛媛県立中央病院を甲とし、を乙とし、甲
乙間において、次の条項により売買契約を締結する。

（総則）

第 1 条 乙は、頭書の定めにより、契約物品を甲に納入しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。
（納入の終了通知）

第 2 条 乙は、物品を納入したときは、直ちに、納品書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第 3 条 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。

3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

（補修又は交換等）

第 4 条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第 1 項の検査に合格しないときは、補修又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

2 前項の場合において、甲は 1 回に限り、補修又は交換のための期間として相当と認められる日数を指定することができる。

3 第 1 項の規定により補修又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、納品書を甲に提出しなければならない。

4 前項の規定により納品書の提出があったときは、第 3 条の規定を準用する。

（所有権の移転等）

第 5 条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

（代金の支払）

第 6 条 乙は、前条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲の定める手続に従って、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

（支払及び検査の遅延）

第 7 条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第 1 項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（代理受領の禁止）

第 8 条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会および中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県公営企業会計規程(昭和46年公営企業管理規程第9号)の規定に基づき企業出納員が出納取扱金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納入期限の延長)

第11条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(物品の納入遅延)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかったときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額に法定利率を乗じて計算した額を、損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、納入の終了通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(契約保証金の返還等)

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第5条の規定により物品の所有権を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(談合その他の不正行為による甲の解除権)

第15条 甲は、乙(第3号及び第4号にあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- (4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)
- 2 乙等が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は当該代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第4項の規程は、第2項の規定に基づきこの契約を解除した場合に準用する。
(契約が解除された場合等の違約金)
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合において、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- (1) 第14条又は前条の規定によりこの契約が解除されたとき
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になったとき
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続き開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続き開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続き開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第14条第2項に規定する損害賠償において、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超えるときは、甲はその超過分につき賠償を請求することができる。
(談合等の不正行為が行われた場合の賠償の予約)
- 第17条 乙は、第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。契約が終了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第15条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。
- 2 この契約に関し、第15条第1項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額のほか、契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第15条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 第15条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙(法人にあつてはその役員及び使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
(乙の解除権)
- 第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
(協議解除)
- 第19条 甲は、必要があるときは、いつでも、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害の確証があり、かつ、乙から契約解除後30日以内に損害賠償の請求があつたものに限り、甲が適当と認める金額を賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。
(事情変更による契約の変更)
- 第20条 この契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたつたときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。
(その他)
- 第21条 この契約に定めのない事項については、愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市春日町 8 3 番地
愛媛県立中央病院
院 長 中西 徳彦

乙